

毎週二回発行月曜日木曜日 定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

第二千五百二十号

平成二十七年
六月二十二日

月曜日

山梨県告示第二百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年七月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十二日

山梨県知事 後藤斎

一 道路の種類 县道
二 路線名 白井甲州線
三 道路の区域

区		間	
新	旧	新	旧
敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
九・七 四三・五	九・七 四〇・五	一四・〇	一六八・四
一六五・六	一六八・四	一六八・四	一六八・四

笛吹市一宮町東新居字向原一〇〇四番の一地先から
笛吹市一宮町石字雨田一〇三八番の六地先まで

- 告示 次
- 道路の区域変更(二件)……………四四三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………四四三
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………四四四
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………四四五
- 都市計画の変更図書の縦覧……………四四六
- 監査の結果に基づく措置状況……………四四六

告示

山梨県告示第二百二十号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年七月十三日まで一般の縦覧に供する。
する。

平成二十七年六月二十二日

山梨県知事 後藤斎

一 道路の種類 县道
二 路線名 遅沢静川線
三 道路の区域

区	間
旧	旧新の別
一四・七	敷地の幅員 (メートル)
三九・九	延長 (メートル)

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月二十二日

山梨県知事 後藤 眞

一 申請のあつた年月日 平成二十七年六月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 Be Happy

2 代表者の氏名 渡邊操

3 主たる事務所の所在地 山梨県富士吉田市上吉田

4 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の親に対して、親が感じる不安感や負担感の軽減を解消するための環境づくり、ネットワークづくりなど、通常保育に加え時間外や休日保育などの子育て支援事業を行い、すべての子供と親が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会をつくると共に、子育てと仕事の両立支援の推進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十七年六月十五日から同年八月十四日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月二十二日

山梨県知事 後藤 真

一 申請のあつた年月日 平成二十七年六月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人おおさと街づくりネットワーク
2 代表者の氏名 依田 道徳

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市大里町二千百四十番地の三

4 定款に記載された目的
この法人は、地域に対して、防災・減災および防犯活動に関する事業を行い、安心安全な街づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十七年六月十六日から同年八月十五日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月二十二日

山梨県知事 後藤 真

一 申請のあつた年月日 平成二十七年六月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人子育てふあんはうすふわっと
2 代表者の氏名 渡邊操

3 主たる事務所の所在地 山梨県富士吉田市下吉田七丁目四番三十七号

4 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の親に対して、親が感じる不安感や負担感を軽減消するための環境づくり、ネットワークづくりなど、市民参加の開かれた子育て支援事業を行い、すべての子供と親が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会をつくると共に、失われつつある地域コミュニティの再生に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十七年六月十五日から同年八月十四日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月二十二日

山梨県知事 後藤 真

一 申請のあつた年月日 平成二十七年六月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人さいはら
2 代表者の氏名 宇津木 紀正

3 主たる事務所の所在地 山梨県上野原市西原六千九百三十一羽置の里びりゅう館

4 定款に記載された目的
この法人は、西原地域活性化施設である「羽置の里びりゅう館」を拠点として活動し、地域特産品の開発、製造、販売事業などをビジネスを開拓する。

また、西原地域のPR活動としてイベントの企画・実施し、首都圏はじめ他地域の住民に西原への来訪および移住を推進する。併せて、過疎化による集落の孤立、高齢者の孤独化対策として「羽置の里びりゅう館」を活用した多彩な高齢者福祉サービスや地域循環交通の整備により、住民が「健康で楽しく集える場」を提供するなど地域福祉の充実に貢献することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十七年六月十五日から同年八月十四日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年十月二十二日まで縦覧に供する。

平成二十七年六月二十二日

山梨県知事 後藤斎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名 代表取締役 志村和也	住 所 山梨県南都留郡富士河口湖町船津三千六百三十三番地の一
---	-----------------------------------

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 アピタ田富店

(二) 所在地 山梨県中央市山之神千三百八十三番地一外

2 変更した事項

変 更 事 項	変 更 後 の 住 所
大規模小売店舗において 小売業を行つた者の氏 名又は名称及び住所並 びに法人にあつては代 表者の氏名	愛知県稲沢市天池五反 田町一番地
大規模小売店舗において 小売業を行つた者の氏 名又は名称及び住所並 びに法人にあつては代 表者の氏名	愛知県名古屋市天白区

表者の氏名

代表取締役 三輪幸太郎 中坪町九十番地	代表取締役 ビエールリビエル 山梨県南アルプス市 笠原三百八番地	代表取締役 石川進也 山梨県中巨摩郡昭和町 西条千百七十三番地
株式会社キング 京都府京都市下京区東 塩小路高倉町二番一号	株式会社鈴屋 山梨県甲府市城東四丁 目九番十八号	株式会社ザ・クロックハウス 東京都中央区京橋一丁 目十一番二号
代表取締役 山田幸雄 有限会社鈴屋 代表取締役 深沢貴美子 株式会社さが美 株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役 大野禄太郎 代表取締役 平松達夫 株式会社サンリフオーム 代表取締役 谷口廣樹 株式会社スタンプマート 代表取締役 小林彰男 土屋春樹 株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀藏	神奈川県横浜市港南区 下永谷六丁目二番十一 号 東京都板橋区板橋三丁 目九番七号セントアービ ル内 愛知県稲沢市天池五反 田町一番地 山梨県甲府市大里町四 千二百二十七番地 山梨県甲府市湯村二丁 目四番二十五号 兵庫県神戸市中央区港 島中町六丁目八番一号	株式会社タカキュー 代表取締役 木内守 株式会社サンリフオーム 代表取締役 谷口廣樹 株式会社スタンプマート 代表取締役 小林彰男 土屋春樹 株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀藏

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第十二項の規定により、
査の結果に基づき講じた措置について通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十七年六月二十二日

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号
高尾保美	山梨県西八代郡市川三郷町市川大門九百二十番地

株式会社ニトリ 代表取締役 菅田拓平	岡山県津山市川崎千九百二番地の三
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十号	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十号

3 変更の年月日

平成二十七年一月二十日ほか

3 届出年月日

平成二十七年五月二十日

4 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十二条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲斐市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十七年六月二十二日

山梨県知事 後藤斎

一 都市計画の種類
甲府都市計画公園

二 縦覧場所
甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

監査委員

山梨県監査委員告示第四号

定例監査

(1) 監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成27年2月25日発行（山梨県公報号外第9号）山梨県監査委員告示第1号とのとおり

(2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があつた所属が講じた措置の内容

監査対象所属	企画県民部 島南地域県民センター（西八代）
監査対象期間	平成25年7月～平成26年6月
監査実施日	平成26年9月17日、10月16日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

(指導事項) 1件 (給与1)

1) 給与の支給が遅延していた。

(合計 30,000円)

1) 給与明細の現金支給欄の確認を徹底するとともに、人事給与システムの金種別表において、現金支給の有無を再度確認することで再発防止を図る。

監査対象所属	企画県民部 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	平成25年7月～平成26年6月
監査実施日	平成26年9月25日、10月24日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

(指導事項) 2件 (給与1、財産1)

1) 平成25年12月分の給与が、給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。(合計 93,000円)

1) 当センターで給与事務を所管している所属職員について、給与等口座振込依頼書を確認し、現金支給を選択している職員に対し、口座振込への変更をお願いした。併せて、所得控税の還付明細書が作成された段階で、所得担当者において「還付方法欄」のチェックを行い、還付漏れが生じないよう再発防止に努める。

2) 建物管理者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により、建築物環境衛生技術者が変更となつた場合には所管する保健所に変更届を提出することとなっているが、監査日現在、届出がなされていなかった。

2) 富士・東部保健福祉事務所衛生課の指導により予備監査があつた翌日の9月26日に変更届を提出した。これまでに所管する各種届出点検表により確認していたが、「建築物環境衛生管理技術者選任・届出」に関する記載がなかったことが未届けの原因と考えられたため、点検表に追記した。併せて、担当内で点検表を共有、確認し合うことにより、届出漏れを防ぐ。

用料について、調定が遅延していた。	は、年度当初においてすべきところ失念し、8月に調定処理を行っていた。今後このようないよう、一層留意して調定業務を行う。
(合計 22,634円)	
監査対象所属	企画県民部 県民生活センター
監査対象期間	平成25年10月～平成26年9月

監査対象所属	企画県民部 総務部 総合県税事務所
監査対象期間	平成25年9月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月6日、平成26年12月18日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

(指導事項) 2件 (収入1、給与1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

1) 毎年度策定している「税収確保対策」に基づき、徴収率向上と滞納額縮減目標に掲げ、職員一丸となって次のとおり取り組んでいる。

- ① 課税段階の対策としては、円滑な納稅を促進するために、電話や文書により課税内容の説明を行うとともに、コンビニ収納の利便性を高め、利用拡大や夜間の納稅相談の実施など、納稅環境の充実に努めている。また、未納者に対しては、督促状発付前に電話等で早期納稅を促すとともに、資金繰りや経営状況などの情報を収集して徴収部門と連携を図るなど、早期の対応を図っている。
- ② 常納者への対策としては、早めに文書催告を行うとともに、徹底した財産調査による差し押さえと迅速な換価、インターネットによる差し押さえと迅速な換価、インターネット公売、不動産公売の実施など、滞納整理の一層の強化に努めている。特に、高額滞納者への捜索を積極的に実施し、滞納繰越額の更なる圧縮に取り組んでいる。

監査対象所属	企画県民部 富士山科学研究所
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月31日、11月1日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

(指導事項) 1件 (収入1)

1) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使

1) 自動販売機の行政財産使用料調定について

整理を行う「地方税法第4・8条による直接収納」や個人県民税の特別徴収の推進などの取り組みを行っている。また、新規事業として、市町村へ職員を派遣し、派遣先市町村の職員とともに個人県民税を含む市町村税の滞納整理を行い、これらの取り組みを通じて個人県民税の徵収強化に努めている。
2) 臨時職員の欠勤に伴う賃金の減額について、欠勤時間に1時間未満の端数が生じた場合には、その端数が30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は1時間として計算することになっているが、45分の欠勤時間について端数を処理しないまま支払いを行っていたため、減額が過少となっていた。
2) 賃金の減額分を再計算し、該当職員から過払分のれい入処理を行った。今後、なお一層関係法令等を確認し、適切な事務処理に努めていく。

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所（本所）																																																
監査対象期間	平成25年7月～平成26年6月																																																
監査実施日	平成26年9月26日、10月29日																																																
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）																																																
〔指導事項〕3件（収入1、財産2）	<p>1) 蔡入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>〔一般会計〕</p> <table border="0"> <tr> <td>①父子福祉資金貸付金償還金</td> <td>過年度分 5,809,598円</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 5件 5,864,798円</td> <td>平成26年度分 55,200円</td> </tr> </table> <p>〔特別会計〕</p> <table border="0"> <tr> <td>①母子福祉資金貸付金償還金（元金）</td> <td>過年度分 83,854,314円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度分 1,483,221円</td> <td>合計 先数 163件 85,337,535円</td> </tr> </table> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子）</p> <table border="0"> <tr> <td>過年度分 598,797円</td> <td>平成26年度分 1,151円</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 28件 599,948円</td> <td>③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金）</td> </tr> <tr> <td>過年度分 10,530,137円</td> <td>平成26年度分 24,149円</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 14件 10,554,286円</td> <td>④寡婦福祉資金貸付金償還金（利子）</td> </tr> <tr> <td>過年度分 6件 274,929円</td> <td>平成26年度分 1,115,847円</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 5件 45,681円</td> <td>②母子福祉資金貸付金償還金（利子）</td> </tr> <tr> <td>過年度分 523,956円（△74,841円）</td> <td>合計 81,912,108円（△3,425,427円）</td> </tr> <tr> <td>⑤母子福祉資金貸付金償還金</td> <td>過年度分 先数 5件 45,681円</td> </tr> <tr> <td>過年度分 523,956円（△74,841円）</td> <td>合計 81,912,108円（△3,425,427円）</td> </tr> </table> <p>〔指導事項〕3件（収入1、財産2）</p> <p>1) 収入未済について</p> <p>長期未償還者や高額帶納者を取り組み強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。具体的には、訪問127回、電話264回、手紙255回、住所調査12回、来所36回の延べ694回滞納者や連帯保証人への接触を図るなど未收金回収に取り組んだ。今後も滞納者の個々の状況に応じたきめ細かな償還指導を行う。</p> <p>〔一般会計〕</p> <p>括弧内は指摘を受けた収入未済（平成26年9月26日現在）と平成27年2月27日現在との比較。以下同じ。</p> <p>①父子福祉資金貸付金償還金（元金）</p> <table border="0"> <tr> <td>過年度分 5,664,500円（△145,098円）</td> <td>平成26年度分 55,200円（増減なし）</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 1件 5,719,700円（△145,098円）</td> <td>②母子福祉資金貸付金償還金（利子）</td> </tr> </table> <p>〔特別会計〕</p> <table border="0"> <tr> <td>①母子福祉資金貸付金償還金（元金）</td> <td>過年度分 9,425,174円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度分 215,748円</td> <td>合計 先数 28件 9,460,922円</td> </tr> </table> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子）</p> <table border="0"> <tr> <td>過年度分 先数 3件 182,100円</td> <td>③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金）</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 1件 504,000円</td> <td>過年度分 1,686,900円</td> </tr> <tr> <td>過年度分 1,562円</td> <td>合計 先数 2件 1,688,462円</td> </tr> </table> <p>○収入未済の状況（H27.2.28現在）</p> <p>〔一般会計〕</p> <table border="0"> <tr> <td>①父子福祉資金貸付金償還金（元金）</td> <td>過年度分収納額 100,800円</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 1件 504,000円</td> <td>未收 先数 1件 504,000円</td> </tr> </table> <p>〔特別会計〕</p> <table border="0"> <tr> <td>①母子福祉資金貸付金償還金（元金）</td> <td>過年度分収納額 750,116円</td> </tr> <tr> <td>合計 先数 1件 67円</td> <td>過年度分収納額 23,791円</td> </tr> </table>	①父子福祉資金貸付金償還金	過年度分 5,809,598円	合計 先数 5件 5,864,798円	平成26年度分 55,200円	①母子福祉資金貸付金償還金（元金）	過年度分 83,854,314円	平成26年度分 1,483,221円	合計 先数 163件 85,337,535円	過年度分 598,797円	平成26年度分 1,151円	合計 先数 28件 599,948円	③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金）	過年度分 10,530,137円	平成26年度分 24,149円	合計 先数 14件 10,554,286円	④寡婦福祉資金貸付金償還金（利子）	過年度分 6件 274,929円	平成26年度分 1,115,847円	合計 先数 5件 45,681円	②母子福祉資金貸付金償還金（利子）	過年度分 523,956円（△74,841円）	合計 81,912,108円（△3,425,427円）	⑤母子福祉資金貸付金償還金	過年度分 先数 5件 45,681円	過年度分 523,956円（△74,841円）	合計 81,912,108円（△3,425,427円）	過年度分 5,664,500円（△145,098円）	平成26年度分 55,200円（増減なし）	合計 先数 1件 5,719,700円（△145,098円）	②母子福祉資金貸付金償還金（利子）	①母子福祉資金貸付金償還金（元金）	過年度分 9,425,174円	平成26年度分 215,748円	合計 先数 28件 9,460,922円	過年度分 先数 3件 182,100円	③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金）	合計 先数 1件 504,000円	過年度分 1,686,900円	過年度分 1,562円	合計 先数 2件 1,688,462円	①父子福祉資金貸付金償還金（元金）	過年度分収納額 100,800円	合計 先数 1件 504,000円	未收 先数 1件 504,000円	①母子福祉資金貸付金償還金（元金）	過年度分収納額 750,116円	合計 先数 1件 67円	過年度分収納額 23,791円
①父子福祉資金貸付金償還金	過年度分 5,809,598円																																																
合計 先数 5件 5,864,798円	平成26年度分 55,200円																																																
①母子福祉資金貸付金償還金（元金）	過年度分 83,854,314円																																																
平成26年度分 1,483,221円	合計 先数 163件 85,337,535円																																																
過年度分 598,797円	平成26年度分 1,151円																																																
合計 先数 28件 599,948円	③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金）																																																
過年度分 10,530,137円	平成26年度分 24,149円																																																
合計 先数 14件 10,554,286円	④寡婦福祉資金貸付金償還金（利子）																																																
過年度分 6件 274,929円	平成26年度分 1,115,847円																																																
合計 先数 5件 45,681円	②母子福祉資金貸付金償還金（利子）																																																
過年度分 523,956円（△74,841円）	合計 81,912,108円（△3,425,427円）																																																
⑤母子福祉資金貸付金償還金	過年度分 先数 5件 45,681円																																																
過年度分 523,956円（△74,841円）	合計 81,912,108円（△3,425,427円）																																																
過年度分 5,664,500円（△145,098円）	平成26年度分 55,200円（増減なし）																																																
合計 先数 1件 5,719,700円（△145,098円）	②母子福祉資金貸付金償還金（利子）																																																
①母子福祉資金貸付金償還金（元金）	過年度分 9,425,174円																																																
平成26年度分 215,748円	合計 先数 28件 9,460,922円																																																
過年度分 先数 3件 182,100円	③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金）																																																
合計 先数 1件 504,000円	過年度分 1,686,900円																																																
過年度分 1,562円	合計 先数 2件 1,688,462円																																																
①父子福祉資金貸付金償還金（元金）	過年度分収納額 100,800円																																																
合計 先数 1件 504,000円	未收 先数 1件 504,000円																																																
①母子福祉資金貸付金償還金（元金）	過年度分収納額 750,116円																																																
合計 先数 1件 67円	過年度分収納額 23,791円																																																

合計 524,788円（△75,160円）
③寡婦福祉資金貸付金償還金[元金]
過年度分 10,249,370円
（△280,767円）
平成26年度分 15,149円
（△9,000円）
合計 10,264,519円（△49,223円）
④母子福祉資金貸付金償還金[利子]
過年度分 225,696円（△49,000円）
合計 41,681円（△4,000円）
⑤母子福祉資金貸付金償還金
過年度分 41,681円（△49,223円）
2) 対象の2件について、直ちに移動報告書を提出した。
3) 契約となる使用許可1件について直ちに指令書に条項を追加して変更使用許可を行った。
2) 公有財産の使用許可期間において、平成2年4月から使用許可期間を更新したものが2件あったが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていなかつた。
3) 対象となる使用許可1件について直ちに指令書に条項を追加して変更使用許可を行った。
2) 対象の2件について、直ちに移動報告書を提出した。

監査対象所属	福祉保健部 岐南保健福祉事務所		
監査実施期間	平成25年7月～平成26年6月		
監査実施日	平成26年9月18日、10月16日		
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）		
(指導事項) ②件 (収入1、支出1)	〔指導事項〕 ①歳入について、次のとおり収入未済額があつた。 〔一般会計〕 ①生活保護費返還金 過年度分 24,194,651円 平成26年度分 423,218円 合計 先数 25件 24,617,869円 ②住宅手当緊急特別措置事業返還金 過年度分 先数 1件 16,200円 〔特別会計〕 ①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 4,092,214円 平成26年度分 118,930円 合計 先数 15件 4,211,144円 ②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 2件 87,412円 過年度分 先数 22件 23,983,161円 → 債権回収額 先数6件 282,290円 円 → 債権回収額 先数5件 20,920円 円 → 債権回収額 先数9件 3,154,542円 円 ②住宅手当緊急特別措置事業返還金については、債務者の理解がなかなか得られないと、回収が困難な状況であるが、引き続き債権回収に努める。	未取 先数 0円	未取 先数 0円
②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分収納額 0円	未取 先数 3件 182,100円	③ 寄附福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分収納額 121,000円 平成26年度分収納額 1,562円	未取 先数 1件 1,565,900円
④ 寄附福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分収納額 67円	未取 先数 0円	未取 先数 0円	未取 先数 0円

<p>(①) 母子福祉資金貸付金の収入未済については、償還計画に基づく償還量が困難となり納付が遅れた償還者に対しては、面談による償還指導を行っている。また、必要に応じ分離等の指導を行い、「支払計画書」を微している。</p> <p>新たなる未収金を発生させない対策としては、貸付の前に、借受人の償還時の取支の把握を行なうなど、貸付の審査の強化も図っている。</p> <p>今年度中の回収状況は次のとおりである。 (H27.2月末日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>・過年度分未収金 3,892,512円 (先数10件)</td><td>→ 債権回収額 657,636円</td></tr> <tr> <td colspan="2">(うち1件は完納)</td></tr> </table> <p>平成28年度分未収金 517,101円 (先数9件) → 債権回収額 0円</p> <p>2) 母子福祉資金において、子が借受者となる貸付の事務手続きに次のとおり不備があった。</p> <p>① 貸付け申請書において、母が連帯借受者及び連帯保証人となっており、母を連帯保証人としている借用証書と内容が一致していないかった。</p> <p>② 貸付け時点の貸付基準では、子が借受者で母が法定代理人及び連帯保証人の場合には特別代理人の同意を得ることと定められているが、この手続きがなされていなかつた。</p> <p>3) 監査対象所属 福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所</p> <p>監査対象期間 平成25年7月～平成26年6月</p> <p>監査実施日 平成26年9月29日、11月11日</p> <p>監査の結果 (指摘事項) 2件 (収入1、契約1)</p> <p>1) 咎年度の定例監査において自動販売機の設置を目的とした行政財産使用許可に係る使用料を家賃貸付料(自動販売機)として誤った科目で収入していたことについて指導事項となり、その改善措置として適正な収入科目に更正する旨の報告があつたが、今年度の監査で確認したところ科目更正の手続きが行われていなかつた。</p> <p>2) 咎年度の定期監査において、公用車用燃料に係る契約は車価契約であるが、運賃金条項</p> <p>(指摘事項) 2件 (収入1、契約1)</p> <p>1) 監査での指摘を受け、更正先科目を確認していたが、更正処理を失念してしまい、年度内での更正ができなくなってしまった。今後は監査において指摘・指導された事項については、速やかに改善を図るとともに、複数によるチェック体制や事務処理の進捗を把握していくことで再発防止に努める。</p> <p>2) 契約締結時、前年度の運賃金条項訂正前の契約書を参考に契約書を作成してしまい、違</p>	・過年度分未収金 3,892,512円 (先数10件)	→ 債権回収額 657,636円	(うち1件は完納)	
・過年度分未収金 3,892,512円 (先数10件)	→ 債権回収額 657,636円			
(うち1件は完納)				

<p>（指導事項）3件 (収入1、給与1、財産1) ①歳入について、次のとおり収入未済があつた。 [一般会計] ①父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 先数1件 86,200円 ②生活保護費返還金 過年度分 先数5件 3,370,962円 (△48,519円)</p> <p>[特別会計] ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分20,010,092円 (△914,460円) H26年度分 329,949円 (△8,120円) 合計 先数47件 20,340,041円 ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 328,785円 (△2,241円) H26年度分 0円 (△728円) 合計 先数47件 20,340,041円 ③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数4件 2,772,799円 (△411,908円) ④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数4件 143,789円 （△29,220円）</p> <p>※監査時以降減額計 △1,495,196円 母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金については、「文書や訪問による債務指掌、連帯保証人や連帯借受人への協力依頼等を続けるとともに、「債権回収処理マニュアル」に沿って、債務承認等で、適宜、時効中断も図りながら、収入未済金の縮減に努めた。今後も継続して取り組む。</p> <p>生活保護費返還金については、収入未済とはいえ、生活保護費の不正受給の防止に取り組んだ成果でもある。同じく「債権回収処理マニュアル」に沿って、文書や訪問、分納誓約などで、適宜、時効中断も図りながら計画的返還を進めた。今後も継続して、回収に努める。</p>	<p>（記載内容が単価契約のものとなつていなかつたことについて指導事項となつていた。が、今年度の監査においても昨年度と同様に、単価契約の公用車用燃料の購入に係る契約書において、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっておらず、昨年度指導事項としたことが改善されていなかつた。</p> <p>（指導事項）3件 (収入1、給与1、財産1) ①歳入について、次のとおり収入未済があつた。 [一般会計] ①父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 先数1件 86,200円 ②生活保護費返還金 過年度分 先数5件 3,370,962円 (△48,519円)</p> <p>[特別会計] ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分20,010,092円 (△914,460円) H26年度分 329,949円 (△8,120円) 合計 先数47件 20,340,041円 ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 328,785円 (△2,241円) H26年度分 0円 (△728円) 合計 先数47件 20,340,041円 ③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数4件 2,772,799円 (△411,908円) ④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数4件 143,789円 （△29,220円）</p> <p>監査結果を踏まえ、違約金条項を適切な記載に改めるとともに、再発防止策として、契約締結の際には全庁共有的雰囲気を参考とする等、契約事務の適正化に努める。</p>
--	--

<table border="1" data-bbox="676 1298 1071 1931"> <thead> <tr> <th>監査対象所・属</th><th>福祉保健部 女性相談所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監査対象期間</td><td>平成25年11月～平成26年8月</td></tr> <tr> <td>監査実施日</td><td>平成26年1月26日、平成27年1月20日</td></tr> <tr> <td>監査の結果</td><td>講じた措置（又は今後の方針等）</td></tr> </tbody> </table> <p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 駐車場料金について変更があつた職員の通勤手当の認定において、変更のための通勤届を提出させることなく、より通勤手当額の確認及び決定が行われていた。</p> <p>また、決定事項欄に手当額となる交通費用利用者の決定距離が記入されていなかった。</p> <p>指導事項に該当する今年度の2件は通勤届出を再提出させ、改めて通勤手当額を決定した。</p> <p>また、今後の再発防止に向け、確認事項を通勤届出保存ファイルに貼付した。</p>	監査対象所・属	福祉保健部 女性相談所	監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月	監査実施日	平成26年1月26日、平成27年1月20日	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	<p>2) 3月末で支給すべき事由が消滅した2、3月分の児童手当は、「山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則」により4月8日に支給することとされているが、支払いがされていなかった。(1件 20,000円)</p> <p>また、当所の出納閉鎖期間中に支払いが行えなかつたことから異動先において、支払いがされていた。</p> <p>3) 公有財産の使用許可事務において、平成26年4月から貸付料の改定及び使用許可期間の更新を行っているが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが5件あった。</p> <p>2) 年度末の3月中に、支給要件消滅対象者のリストアップを、業務スケジュールに入れれた。規則を熟知し、再発防止に努めていく。</p> <p>3) 指導を受け、直ちに移動報告を行った。また、使用許可の起案に、移動報告案も添付することとした。</p>
監査対象所・属	福祉保健部 女性相談所								
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月								
監査実施日	平成26年1月26日、平成27年1月20日								
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）								

監査実施日	平成26年12月5日、平成27年2月2日	講じた措置(又は今後の方針等)
監査の結果		
(指導事項) 3件 (収入1、給与1、物品1)		
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 児童入所施設等措置費に係る過払い分の 返還金 過年度分 先数 1件 84,280円		
2) 平成26年2月1日に認定し、同月から支給されるべき扶養手当について、人事給与システムへの入力が遅れることにより、2月及び3月分の扶養手当と地減手当が、平成26年4月に現金で支給されていた。		
3) 貸借物品である電解水生成装置及び軟水器について再リースしているが、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。		
監査対象所属	福祉保健部 甲陽学園	電話、訪問により回収に努めており、債務者の生活状況によりては分割納付についても指導している。
監査対象期間	平成25年10月～平成26年8月	また、納定期を過ぎても納付が確認できないものについては、速やかに督促状を発付し、適正な債権管理を図る。
監査実施日	平成26年12月4日、平成27年2月4日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 1件 (物品1)		
1) 貸借物品である外来診察用パソコン等について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかつた。		
監査対象所属	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター	
監査対象期間	平成25年10月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月3日、平成27年1月27日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 2件 (財産1、その他1)		
1) 帰年度の定例監査において、資金前渡で支出した修復負担金について、精算が遅延してしまったことがあったことについて指導事項となっていたが、今年度の監査においても昨年と同様に資金前渡で支出した治療機器・施設専門研修によるものがあり、資金前渡の精算事務が遅延していなかつた。		
2) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について、指導事項に該当する事務処理が多數あつた。		
指導事項 7件 (収入1、支出2、給与1、物品2、重点事項1)		
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 児童福祉施設費負担金について、文書、		
監査対象所属	福祉保健部 こころの発達総合支援センター	電話、訪問により回収に努めており、債務者の生活状況によりては分割納付についても指導している。
監査対象期間	平成25年10月～平成26年9月	また、納定期を過ぎても納付が確認できないものについては、速やかに督促状を発付し、適正な債権管理を図る。
監査実施日	平成26年12月4日、平成27年2月4日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 1件 (物品1)		
1) 貸借物品のリース期間に応じた占有物品受入調書を作成した。今後は財務規則の周知を図り、規則に基づく適正な事務処理に努めることとする。		
監査対象所属	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター	
監査対象期間	平成25年10月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月3日、平成27年1月21日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 2件 (財産1、その他1)		
1) 消防法で6ヶ月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等の機器点検が、前回の点検から6ヶ月以上経過しているにもかかわらず、監査日(12月)現在、実施されていなかつた。		
2) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について、指導事項に該当する事務処理が多數あつた。		
指導事項 7件 (収入1、支出2、給与1、物品2、重点事項1)		
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 児童福祉施設費負担金について、文書、		

過年度分	1,722,636円
平成26年度分	132,000円
合計	先数 6件 1,854,636円
イ あけぼの医療福祉センター使用料	
過年度分	2,647,005円
平成26年度分	1,773,514円
合計	先数 34件 4,420,519円

ア 児童福祉施設費負担金	過年度分 1,664,136円
イ あけぼの医療福祉センター使用料	過年度分 2,087,642円
合計	先数 18件 3,751,778円
ア 児童福祉施設費負担金	過年度分 1,577,606円
イ あけぼの医療福祉センター使用料	過年度分 8件 (収入1、支出1、給与)
合計	先数 18件 3,665,248円

収入未済の解決に向け、從前から電話による督促はもとより保護者の面会時、家庭訪問時を利用し督促指導を行ってきた。

債務者ごとの未収金管理簿等で債務状況を整理し、具体的な納付方法について協議するなど、適切な管理に努めている。負担の公平性の観点からも、今後とも入所者と決済機関との理解の連携を図りながら、引き続

る新規購読料を前金払いとしていたが、完納されていなかつた。

③ 甲種防火管理者新規講習に係る経費として支出した前徴資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。

④ 通勤手当の認定において、JR利用者等で手当の支給単位期間が1箇月を超える場合には、通勤手当認定期(第2号様式)を使用して認定すべきところ、通勤届(第1号様式)で認定されていいた。

⑤ 人工呼吸器などの機器について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかつた。

⑥ 財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認について、成人寮の指定管理者が管理している備品の現品確認が行われていなかつた。

⑦ 住居手当の認定において、住居手当支給上の家賃に含まれない駐車場代等が家賃に含まれている場合は、家主等に家賃の内訳を確認する必要があるが、確認がされないものがあつた。

② 新規購読料を前金払いとしていたが、完納されていなかつた。

③ 甲種防火管理者新規講習に係る経費として支出した前徴資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。

④ 通勤手当の認定において、JR利用者等で手当の支給単位期間が1箇月を超える場合には、通勤手当認定期(第2号様式)を使用して認定すべきところ、通勤届(第1号様式)で認定されていいた。

⑤ 人工呼吸器などの機器について、漏れのないよう確認を行い、調書を作成済みである。

⑥ 平成26年4月4日に備品の現品確認を行つた。

⑦ それぞれ貸出しに対し再確認を行い、家賃に駐車場代等が含まれないことを確認した旨を賃貸契約書に記載した。確認をした事項については、必ず書面に記載・添付するよう各職員に対し指導を行つていい。

監査対象所属	福井保健部育精施設センター
監査実施期間	平成25年10月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月2日、平成27年1月30日

監査の結果

講じた措置(又は今後の方針等)

① 収入について、次のとおり収入未済があつた。

ア 児童福祉施設費負担金
過年度分 740,230円
平成26年度分 243,540円
合計 先数 12件 983,770円

イ 育精施設センター使用料
過年度分 349,700円
平成26年度分 4,600円
合計 先数 2件 354,300円

ウ 雑入
過年度分 14,874円
平成26年度分 19,059円
合計 先数 3件 33,933円

エ 違約金及び延納利息
過年度分 1,815,336円(増減なし)
平成26年度分 1件 0円
合計 先数 3件 14,870円

エ 違約金及び延納利息
過年度分 1件 0円
平成26年度分 1件 19,063円(減)

オ 支出未済額
過年度分 1,815,336円(増減なし)

であり、督促状発付はもとより、家庭状況に配慮しながら、個別の電話連絡、自宅訪問、来所の際の面談、催告文書の送付などの取り組みの成果が現れたものとなつてゐる。

収入未済の発生する要因としては、
a 従来保護者負担額がなかったが、今年度において新たに負担額が課されたことになったことによるもの
b 保護者の浪費癖によるもの
c 保護者の体調不良による休職によるもの

d 措置人所という行政処分に対して納得していない保護者によるもの
が大きな比重を占め、cについては、
b及びdについては負担金等の納付につ

(指摘事項)
1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について、指導事項に該当する事務処理が多数あつた。
指導事項 8件 (収入1、支出1、給与)

1、物品2、財産1、契約2)
2) 適正に納品されたことを確認し、検収調書を作成済みである。

3) 年度当初の多忙期であったこと、担当が事務処理に不慣れであったことから、精算期限を超過してしまった。今後は、一覧表で管理し、精算期限を厳守していく。

4) 第2号様式を作成し、認定を行つた。今後、通勤手当支給の際、公共交通機関利用者については特に留意する。

5) 貸借物品について、漏れのないよう確認を行ひ、調書を作成済みである。

6) 幼稚園及び保育園の現品確認が行われていなかつた。

7) 平成26年4月4日に備品の現品確認を行つた。

8) 平成26年4月4日に備品の現品確認を行つた。

9) 平成26年4月4日に備品の現品確認を行つた。

10) 平成26年4月4日に備品の現品確認を行つた。

11) 平成26年4月4日に備品の現品確認を行つた。

12) 平成26年4月4日に備品の現品確認を行つた。

13) 平成26年4月4日に備品の現品確認を行つた。

14) 平成26年4月4日に備品の現品確認を行つた。

15) 平成26年4月4日に備品の現品確認を行つた。

16) 平成26年4月4日に備品の現品確認を行つた。

17) 平成26年4月4日に備品の現品確認を行つた。

18) 平成26年4月4日に備品の現品確認を行つた。

19) 平成26年4月4日に備品の現品確認を行つた。

20) 平成26年4月4日に備品の現品確認を行つた。

	<p>いて、保護者の理解を得るべく粘り強く働きかけを行う。</p> <p>また、違約金及び延納利息についても、義務委託による業務継続不能によるもので、債務者にあっては、現在破産手続中であり、破産手続きに参加し、今後の動向について注視していく。</p> <p>② 新聞購読料を前金払いしていたが、完納された際に作成すべき検査調査書が作成されていなかった。</p> <p>また、非常用予備発電装置の消防点検に係る委託料の支払を行う際、業務完了報告書に検査・検収が行われていなかった。</p>
	<p>③ 新聞購読料を前金払いしていたが、完納された際に作成すべき検査調査書が作成されていなかった。</p> <p>また、非常用予備発電装置の消防点検に係る委託料の支払を行う際、業務完了報告書に検査・検収が行われていなかった。</p>
	<p>④ 平成26年5月に報酬や賃金から控除し、総部金に一時保管していた所得税の納付が遅延していた。</p> <p>⑤ 平成26年5月に往復はがき100枚を購入していたが、使用する見込みのない往復はがきであり、監査日現在全く使用されていなかった。</p> <p>⑥ 公有財産の使用許可事務において、平成26年4月から期間を更新したものがあったが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていなかった。</p> <p>⑦ モップ・マットの貯蔵場に係る契約は単価契約であるが、連絡金条項の記載が単価契約のものとなっていました。</p> <p>⑧ 火災報知設備等保守点検業務委託契約において、契約書に定められている義務主任技術者の通知及び義務工程表の提出がされていなかった。</p>
	<p>③ 平成26年5月に報酬や賃金から控除し、総部金に一時保管していた所得税の納付が遅延していた。</p> <p>④ 平成26年5月に往復はがき100枚を購入していたが、使用する見込みのない往復はがきであり、監査日現在全く使用されていなかった。</p> <p>⑤ 平成26年5月に往復はがき100枚を購入していたが、使用する見込みのない往復はがきであり、監査日現在全く使用されていなかった。</p> <p>⑥ 公有財産の使用許可事務において、平成26年4月から期間を更新したものがあったが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていなかった。</p> <p>⑦ 当該条項を単価契約のものとする変更契約を締結した。</p> <p>今後、契約書の条項に基づく適正な処理を徹底していく。</p> <p>⑧ 所要の書類を提出させた。</p> <p>今後、契約書の条項に基づく適正な処理を徹底していく。</p>

監査対象所属	福祉保健部衛生環境研究所	
監査実施期間	平成25年10月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年1月18日、平成27年1月20日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
(指導事項) 1件 (契約1)	<p>1) 業務委託契約書の記載内容に不備な点が次のとおりあった。</p> <p>① 一般廃棄物処理委託契約外5件は単価契約であるが、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていました。</p> <p>② 産業廃棄物(廃油)処理委託契約書及びモニタリングボストの売買契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>③ 産業廃棄物(廃油)収集・運搬委託契約書に收入印紙が貼付されていなかった。</p> <p>また、一般廃棄物処理委託契約書に貼付すべき收入印紙の金額に誤り（不足）がある。</p> <p>④ 産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書外3件について、条項の番号が相違しているものなど条項の規定に不備があった。</p> <p>⑤ 所属内に往復はがきの活用を呼びかけているが、担当者の記帳後、もう一度別のある等、有効活用に努める。</p> <p>今後は既往の使用実績を精査し、郵便物を使用する業務を把握することなどにより、厳密な使用見込の積算を徹底する。</p> <p>⑥ 山梨県公有財産事務取扱規則第50条に基づき移動報告を行った。</p> <p>今後は、公有財産条例に基づく迅速な事務処理を徹底する。</p> <p>⑦ 当該条項を単価契約のものとする変更契約を締結した。</p> <p>今後、契約書の条項に基づく適正な処理を徹底していく。</p> <p>⑧ 所要の書類を提出させた。</p> <p>今後、契約書の条項に基づく適正な処理を徹底していく。</p>	
監査対象所属	産業労働部山梨県工業技術センター	
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月	
監査実施日	平成26年10月23日、11月26日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	

(指導事項) 1件 (給与1)	
1) 特殊勤務手当 (有苦薬物取扱手当) が支給されていないものがあった。	1) 指導を受け、11月に当該手当を支給した。 以後、複数職員によるチェックを徹底している。

監査対象所属	産業労働部 宝石美術専門学校
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月21日、11月21日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)

(指導事項) 1件 (支出1)

1) 平成25年7月分の授業用インターネット回線利用料については、年1回支払うこととなっていた。ドメイン更新料も合わせて請求があったが、ドメイン更新料の支払い手続きを行わなかったため、公共料金賃金前渡し口座延滞のため口座振替が不能となり、支払いが遅延していた。その結果、延滞利息が発生していた。

1) 時務書類作成には慎重を期すとともに、所内でのチェックを強化している。
また、口座振替日の後、速やかに記帳し、間違いなく口座引き落としがされたか確認している。
定期的に支出する経費について、金額、起案日、支払日等をチェックする一覧表を作成して執行管理を行うなど、今後も適正な事務処理に心がける。

監査対象所属	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月22日、11月25日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)

(指導事項) 3件 (収入1、支出1、給与1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
授業料 過年度分 先4件 1,183,250円

2) 都留キャンパスの平成25年1・2月分電気料の支払が遅延し、遅延利息が発生している。

1) 訪問や催告書の送付などにより回収を進め、予備監査時点で1, 183, 250円であつた未収金は、平成26年度末で次のとおり。
授業料 過年度分 先4件 1,095,000円
今後も継続して回収を進めることを忘れたために生じた事務処理ミスである。請求書の受理から納付書の銀行への持ち込みまでの一連の事務手続きを可視化して複数人のチェックがされていれば防ぐことができた。
そのため、次の2点の改善を行い、事務処理の遅れが生じないような体制を取った。
① 支払い案内書で支払いをしていた公共料金を口座振替による支払い方法へ変更
② 毎月の定期支出業務に処理点検表を作成し、他の職員の目に届く場所において過誤納付請求書をした際、離部金として収

1) 時務書類作成には慎重を期すとともに、所内でのチェックを強化している。
また、口座振替日の後、速やかに記帳し、間違いなく口座引き落としがされたか確認している。
定期的に支出する経費について、金額、起案日、支払日等をチェックする一覧表を作成して執行管理を行うなど、今後も適正な事務処理に心がける。

納すべきであったが、調定同いを作成しないまま給与の賃金前渡し職員口座に還付を受けていた。(合計35,967円)	を行ったことによって発生した事務処理ミスである。今後還付するケースがある場合には、出納局等に事務処理方法を十分に確認してうえで還付するよう、職員に徹底した。
---	--

監査対象所属	農政部 水産技術センター
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月16日、11月17日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)

(指導事項) 1件 (財産1)

1) 取得用地に未登記のものがあった。

1) 未登記5筆のうち、3筆は買収当时(昭和47年前後)相続縁みで未登記になっていたものであり、以後も多くの相続人が死亡しており、残り2筆は民間会社から買収したものであるが、すでに倒産しており追跡が取れない状態である。
買収から40年余りが経過して状況の把握が非常に困難であるが、未登記の解消に向け権利関係者の調査等を継続して実施する。

監査対象所属	農政部 総合農業技術センター (病害虫防除所)
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月17日、11月18日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)

(指導事項) 3件 (収入1、給与2)

1) 平成25年度末の生産物の売払い収入について、納期限を指定せずに調定同いを作成したことにより、納入通知書の納期限が財務会計システムの既定値(出納閉鎖期間後の期日)で発行されたため、年度を越えた収入となり、年度末において352,144円の収入未済となっていた。

2) JR定期券利用者の通勤手当について、平成26年4月1日の消費税率変更に伴う通勤手当の改定がされておらず支給不足となっていた。

3) 臨時職員(日々雇用)の賃金に係る源泉所得税について、源泉徴収税額表の月額表を適用すべきところ日額表を適用したため、源泉徴収が行われていなかった。

1) 年度末の調定の際には、納期限を空欄とせずに必ず会計年度内に収入となる日を納期限に設定するとともに、この引き継ぎを徹底する。

監査対象所属	農政部 総合農業技術センター (病害虫防除所)
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月17日、11月18日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)

(指導事項) 3件 (収入1、給与2)

1) 平成25年度末の生産物の売払い収入について、納期限を指定せずに調定同いを作成したことにより、納入通知書の納期限が財務会計システムの既定値(出納閉鎖期間後の期日)で発行されたため、年度を越えた収入となり、年度末において352,144円の収入未済となっていた。

2) 平成26年10月15日に人事給与システムにて該当職員の通勤手当のデータを修正し、平成26年11月14日に不足分を現金支給した。

3) 臨時職員(日々雇用)の賃金に係る源泉所得税について、源泉徴収税額表の月額表を修正し、関係職員に周知した。

① 所得税の徵収について、甲府税務署に正しい所得税の考え方を確認し、これまで活用していた賃金計算用の表を修正し、関係職員に周知した。

② 甲府税務署と協議の上、未納となった平成22年から26年6月支給分までの所得税2,033,122円を県が源泉徴収義務者として

監査対象所属	農政部 果樹試験場
監査対象期間	平成 2 5 年 8 月～平成 2 6 年 7 月
監査実施日	平成 2 6 年 1 0 月 1 7 日、1 1 月 1 7 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 2 件 (財産 1 、重点事項 1)	<p>1) 公有財産の使用許可期間を更新したものの手当は、人事給与システムにより支給が停止された。</p> <p>2) 別居の父母に係る扶養手当について、6か月に一度程度実施する送金事務取扱規則第 50 条第 2 項に定める移動報告がなされていないなか、別居の父の年金の書きが未提出で、送金等の状況が不明のまま手当が支給されていた。</p>
監査対象所属	農政部 農業試験場
監査対象期間	平成 2 5 年 8 月～平成 2 6 年 7 月
監査実施日	平成 2 6 年 1 0 月 2 1 日、1 1 月 2 7 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 1 件 (重点事項 1)	<p>1) 公有財産事務取扱規則第 50 条第 2 項により、平成 26 年 10 月 21 日に當財課へ報告した。今後は適正に処理する。</p> <p>2) 今後は毎月送金書の写しを確認する。</p>

監査対象所属	農政部 専門学校農業大학교
監査対象期間	平成 2 5 年 8 月～平成 2 6 年 7 月
監査実施日	平成 2 6 年 1 0 月 1 5 日、1 1 月 2 1 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 2 件 (給与 1 、財産 1)	<p>1) 給与の資金前渡に係る口座について、4月1日付けの定期入戻事務で、資金前渡職員に交替がわったが、監査日現在「資金前渡職員（変更）通知及び印鑑届」が給与支払管理者及び指定金融機関に提出されておらず、口座の名義が変更されていなかった。</p> <p>2) 公有財産の使用許可事務において、平成 23 年 4 月から使用許可期間を更新したものがあったが、公有財産事務取扱規則第 50 条第 2 項に定める移動報告がなされていなかった。</p>
監査対象所属	県土整備部 新環境・西関東道路建設事務所
監査対象期間	平成 2 5 年 8 月～平成 2 6 年 6 月
監査実施日	平成 2 6 年 9 月 3 0 日～1 0 月 2 2 日、1 1 月 6 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 2 件 (給与 2)	<p>1) 平成 2 5 年分の年末調整に係る所得税還付金（2 名分）が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。（合計 97,000 円）</p> <p>2) 離婚金の出納に誤りがあり、健康保険料及び厚生年金保険料の残高が過大となっていた。</p>

また、保険料にかかる額部金銀整理簿について、納入ごとに整理されていなかった。	について、納入ごとに整理した。
--	-----------------

監査対象所属	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月6日、11月17日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (工事1)	<p>1) 広瀬ダム周辺フェンス改修工事において、山梨県公共事業ポータルサイトにサービスで公表されていたる変更契約の内容に次のとおり不備があった。</p> <p>① 1回目の変更は、工事期間延長の変更であったが、変更後の期間が掲載されていなかった。</p> <p>② 2回目の変更は、フェンスの施工延長の変更であったが、変更後の延長が掲載されていなかった。</p>

監査対象所属	総合教育センター
監査対象期間	平成25年9月～平成26年8月
監査実施日	平成26年1月4日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (給与2)	<p>1) 以後は、山梨県公共事業ポータルサイトに掲載する前に、チェック体制の徹底を図り、適正な変更内容を掲載することとする。</p> <p>(中)</p> <p>また、給与が口座に滞留することにより、利息が発生していたが、当該利息の調定も遅延していた。</p> <p>2) 三當小学校において、鉄道を利用した県外旅行に係る旅費を支給していたが、片道分の運賃しか支給されていなかった。</p>

監査対象所属	富士・東部教育事務所
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月
監査実施日	平成26年1月2月8日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (給与1)	<p>1) 調定の遅延は、職員の調定処理による認識不足により生じたものであり、今後は、使用許可後速やかに調定業務を行うよう所内で徹底する。</p> <p>また、行政財産使用許可書において許可日に誤りがあるものがあった。</p> <p>不足により生じたものであり、誤った許可書については、相手方の了解を得て、平成26年10月14日に正しいものに差し替えを行った。今後は各段階でのチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>

監査対象所属	県土整備部 大門・蘆川ダム管理事務所
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月9日、11月14日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (収入1)	<p>1) 電柱設置を目的とした行政財産使用料について、調定が遅延していたものがあった。</p> <p>また、行政財産使用許可書において許可日に誤りがあるものがあった。</p> <p>1) 調定の遅延は、職員の調定処理による認識不足により生じたものであり、今後は、使用許可後速やかに調定業務を行うよう所内で徹底する。</p> <p>また、許可日の誤りは、起案時のチェック不足により生じたものであり、誤った許可書については、相手方の了解を得て、平成26年10月14日に正しいものに差し替えを行った。今後は各段階でのチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>

監査対象所属	県土整備部 流域下水道事務所
監査対象期間	平成25年8月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月6日～8日、11月25日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (支出1)	<p>1) 平成25年度釜無川流域下水道釜無川浄化センター長寿命化施設・設備詳細設計業務に係る委託料を個人の設計事務所に支払う際、所持税の源泉徴収をしていなかった。</p> <p>既に、事務所内における源泉徴収制度の周知と注意喚起を行い、併せて、チェックリスト</p>

監査対象所属	岐阜教育事務所
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月
監査実施日	平成26年1月2月8日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (給与2)	<p>1) 塩山中学校において、代替職員の現金支給に係る給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していた。(合計172,113円)</p> <p>また、給与が口座に滞留することにより、利息が発生していたが、当該利息の調定も遅延していた。</p> <p>2) 三當小学校において、鉄道を利用した県外旅行に係る旅費を支給していたが、片道分の運賃しか支給されていなかった。</p>

監査対象所属	総合教育センター
監査対象期間	平成25年9月～平成26年8月
監査実施日	平成26年1月4日、平成26年1月18日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (物品2)	<p>1) 貸借物品である教育情報接続用ファイアーオールサーバ及びこすもす教室で使用するパソコン等（3台）について、財務規制第168条に定める占有品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。</p> <p>既に、占有品に関する事務について、適正に行われるよう周知徹底し、再発防止に努める。</p> <p>2) 郵便切手類受払簿について</p>

った。

① 平成26年4月に購入した郵便切手が財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿に記載されていなかった。

② 石和こすもす教室の郵便切手類受払簿において、平成25年12月の前月繰越枚数及び金額が誤って記載されていたため、監査日現在、郵便切手類受払簿の残高と現品が一致していなかった。

① 平成26年4月に購入した郵便切手について、受入日に郵便切手類受払簿に記載を行った。

② 石和こすもす教室の郵便切手類受払簿について、平成25年12月の前月繰越枚数及び金額の訂正を行った。併せて、郵便切手類受払簿の残高と現品が一致していることを確認した。

今後は郵便切手に関する事務について、適正に行われるよう周知徹底し、再発防止に努める。

再発防止を図っている。

監査対象所属	図書館
監査対象期間	平成25年10月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月10日、平成27年1月21日
監査の結果	
(指導事項) 1件 (物品1)	
1) 図書等の管理において不明・未返却資料が次とのおり認められた。	
① 不明資料	
平成23年度	89点
平成24年度	368点
平成25年度	101点
平成26年度	73点 合計 631点
② 未返却資料	
平成23年度	12点(13点)
平成24年度	75点(97点)
平成25年度	71点(3,791点)
平成26年度	3,408点(109点)
合計 3,566点	
※ () 内は、昨年度予備監査日時点の未返却資料。平成26年度() 内は、未返却資料のうち返却期限が8月31日以前のもの(予備監査日時点で3回目の月末督促の対象になったもの)。	
② 未返却資料	
・ 利用者登録の際、返却期限の厳守をお願いしている。	
・ 貸出の際、返却日を明記した貸出票を出し、返却期限の厳守をお願いしている。	
・ 反却期限が過ぎても返却されない場合は、各月末にハガキで、年度末にはハガキや電話で督促し、予約がある資料等については、随時督促を行って回収に努めている。	
・ 督促によっても資料を返却しないときは、「山梨県立図書館運営規則」に基づき、貸出の許可を与えない措置をとり、	

監査対象所属	考古博物館(埋蔵文化財センター)
監査対象期間	平成25年10月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月9日、平成27年1月28日
監査の結果	
(指導事項) 2件 (支出1)	
1) 扶養手当の認定において、扶養親族のうちの1人が支給要件を喪失(2歳に達した子)していたが、扶養親族による認定・確認が行われていなかった。	
2) 平成26年度の総部金銀越整理簿が作成されていなかった。	
② 扶養手当の認定において、扶養親族による認定・確認を行った。今後は、各規則に則り適正に処理を行う。	
③ 平成26年度の総部金銀越整理簿を作成した。今後、総部金を翌年度に繰り越した場合は、速やかに総部金銀越整理簿を作成し、整理する。	
監査対象所属	考古博物館(埋蔵文化財センター)
監査対象期間	平成25年10月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月9日、平成27年1月28日
監査の結果	
(指導事項) 1件 (支出1)	
1) 財務規則第71条第3項により、臨時所要の経費については、その都度必要最小限の予定額を資金前渡職員に前渡すこととされているが、平成26年5月から6月にかけて複数回の支払いが行われた刈払機取扱作業者講習会外5件の安全衛生教育講習に要する経費について、平成26年4月30日に括して資金前渡職員に資金を前渡していた。	
そのため、資金前渡された資金の一部が長期	

開にわたり現金で保管されることとなり、上記規定の趣旨に反する取扱となっていた。
また、財務規則第72条第1項により、資金前渡職員は前渡資金出納書に現金の出納を記載することとなっているが、前渡資金出納書には平成26年6月9日に全額が支払額として記載されており、それとの支出に対応する現金の出納が記載されていなかつた。

監査対象所属	韭崎高等学校
監査対象期間	平成25年10月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月28日、12月25日
監査の結果	

保証金免除条項及び契約解除に係る違約金 条項が設けられていなかった。	
監査対象所属	甲府城西高等学校
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月17日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 3件 (給与1、物品1、契約1)	<p>1) 通勤手当の認定において、JR利用者等で手当の支給単位期間が1箇月を超える場合には、通勤手当認定簿(第2号様式)を使用して認定すべきところ、通勤届(第1号様式)で認定されていた。</p> <p>また、当初の認定において第2号様式を使用しなかったため、平成26年4月1日に行われたJR定期券額の改定について、人事給与システムにより金額は訂正されましたが、本来第2号様式に記載して行うべき認定行為が行われていなかった。</p> <p>2) 平成26年3月に購入した官製はがき(1枚)について、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿に記載されていなかつた。</p> <p>3) 印刷機(2台)の借り入れ契約において、予定価格が財務規則第137条第1項に定める随意契約できる予定価格の範囲(80万円)を超えていたが、入札によらず随意契約(2者による見積り合わせ)により契約を締結していた。</p>
監査対象所属	農林高等学校
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月19日、平成27年1月15日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (支出1)	<p>1) 指導後、通勤手当認定簿(第2号様式)を作成した。</p> <p>今後、JR利用者等については、同様の見落としかないよう十分留意し認定作業を行う。</p>
(指導事項) 1件 (支払1)	<p>1) 年度の定期監査において、公共料金等の支払に係る自動口座振替に不適切な事務処理があつたことについて指導事項となつていただが、今年度の監査においても昨年度と同様に、振替不能や支出科目と相違した支出など、不適切な事務処理があり、公共料金等の支払いに係る自動口座振替の事務処理が改善されていなかった。</p> <p>2) 指導後、官製はがきについて、郵便切手類受払簿に記載した。</p> <p>3) 今後は、財務規則を熟知し、チェックを確実に行い、適正な事務処理を行う。</p>

業務を確認するとともに、事務長が全体の進捗管理をしている。また、月末に、その月に出来なかった事業、来月の予定等を4人で確認してミスのないよう努めている。	
監査対象所属	農林高等学校
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月19日、平成27年1月15日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (支払1)	<p>1) 直接的原因は支払事務手續の遅れである。このため、支払遅れを未然に防ぐための体制整備と支払い事務手続きの進捗管理の検討を行い、H26年7月より支払遅延防止のための体制整備として週一回の定期ミーティングを実施してきている。さらに「例月支払確認表」を作成し、この中で請求、支払事務手続きの状況を事務室の全員で相互確認している。またこのミーティングは校内行事事務の確認や事務室事務の状況を把握することが出来るため、業務の相互補完という意味でも幅広く活用している。</p>
(指導事項) 1件 (支払1)	<p>ささらに、翌月の電話料金の口座振替においても、支払手続の遅れにより、前渡資金が振替不能となっていた。</p> <p>また、電話料金支払を目的としてあらためて口座に入金した前渡資金と、口座に残っていた水道料金支払を目的とした前渡資金から電話料金が口座振替され、水道料金の一部が振替不能となっていた。</p> <p>そのため、振替日において、水道料金支払により、振替不能となつた水道料金が口座振替されていた。(水道料の延滞利息は発生しなかつた。)</p> <p>さらに、翌月の電話料金の口座振替においても、支払手続の遅れにより、前渡資金が振替日まで口座に入金されていなかつたため振替不能となり、後日、納付書払の方法により電話料金を支払っていた。(電話料の延滞利息は発生しなかつた)</p>
(指導事項) 1件 (収入1)	<p>1) 自動販売機の設置に目的とした県有財産土地賃借契約に係る土地賃付料について、契約書には、県が毎年行する納入通知書にて各年度の年額を毎年度4月30日までに納付するものと規定されているが、納入通知書の発行が遅延し、9月になったことから、当該納期限までに納付されいないものが6件ある。今後、このようなことがないよう、定期的な業務について、財務書類の作成の時期を一覧表にし、各担当職員が常に自分の</p>

からは収入においても確認シートを作成し 具体的なチェックを実施する予定である。
--

監査対象所属	増徳商業高等学校	から付調書が作成されていなかった。 付調書が作成された。 付調書を作成した。 今後はこのようないいよう、担当者に引き継ぎを行う。
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月17日	講じた措置（又は今後の方針等）
監査の結果		
(指導事項)	1件 (契約1)	
	1) 自動火災報知器設備等保守点検業務及び消防設備等保守点検業務に係る業務委託契約において、業務完了報告書は業務完了後遅く提出することとなるが、業務が完了してから1ヶ月以上後に報告書が提出されていた。また、自動火災報知器設備等保守点検業務に係る業務委託契約書において、本文中の受託者欄に受託者名の記載がなかった。	1) 監査終了後の業務完了報告書については、業務完了後速やかに提出させた。 契約書において業務完了報告書について記載された部分に注意を喚起するよう下線を引くとともに太字での記載とした。本文中の受託者欄未記載については、今後このようないいより、本文中の受託者名入力済の契約書を使用する。
監査対象所属	岐南高等学校	
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月17日	講じた措置（又は今後の方針等）
監査の結果		
(指導事項)	1件 (収入1)	
	1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。	1) 収入未済について ① 債務者・保護者の所在については、今后とも住民票抄本を取得し、確実な連絡手段を確保した上で、電話等による早期かつ計画的な納付を促す。 ② 主ずは保護者とのコンタクトを最優先に電話・文書・訪問による督促を行う。 ③ 当時学生であった債務者本人も現住では全て成人になっている。上記②の方法による滞納整理でも納付に応じない・納付の意思が感じられない保護者については、債務者本人に督促を行い、滞納授業料整理事務の促進を図る。 なお、予備監査日以後も上記方法による督促を行った結果、平成27年度末現在先数4件、269,900円である。
授業料	過年度分 先数4件 273,900円	
監査対象所属	山梨高等学校	
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月18日、平成27年1月8日	講じた措置（又は今後の方針等）
監査の結果		
(指導事項)	3件 (物品1、財産2)	
	1) 貨借物品である車両について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。	1) 当該車両の旧年度に係る「占有物品払出調書」を作成するとともに、当校PTAとの平成26年度賃貸借契約に基づいて、占有物品受入調書を作成した。 当校PTAとの賃貸借契約は単年度であるので、今後は、賃貸借契約に基づき、その都度、占有物品受入調書及び占有物品払出調書の作成を徹底する。 2) 自動販売機の貸付料に係る消費税及び特別地方消費税について、旧税率（5%）適用の経過措置を受けていたが、「社会保険の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行ったため消費税法の一部を改正する通知（経過措置の適用を受けるものであることの通知）が行われていなかった。
	2) 自動販売機の貸付料に係る消費税及び特別地方消費税について、旧税率（5%）適用の経過措置を受けていたが、「社会保険の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行ったため消費税法の一部を改正する通知（経過措置の適用を受けるものであることの通知）が行われていなかった。	1) 当該車両の旧年度に係る「占有物品払出調書」を作成するとともに、当校PTAとの平成26年度賃貸借契約に基づいて、占有物品受入調書を作成した。 当校PTAとの賃貸借契約は単年度であるので、今後は、賃貸借契約に基づき、その都度、占有物品受入調書及び占有物品払出調書の作成を徹底する。 2) 貸付業者への通知については、平成26年11月21日付で文書を作成し、「平成26年度分自動販売機に係る貸付料については、消費税等が旧税率（5%）適用の経過措置の適用を受けているものである」旨を、貸付業者に通知した。 今後は、出納局からの通知文書や関係法令の改正について十分注意し、適正な事務処理を行う。 3) 指導のあった3件について、移動報告書を作成・報告し、その後、公有財産台帳に登録されたことを確認した。 今後は、公有財産関係条例規等に基づき、適正に事務処理を行う。
監査対象所属	塩山高等学校	
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月8日	講じた措置（又は今後の方針等）
監査の結果		
(指導事項)	3件 (収入1、給与2)	
	1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。	1) 当該収入未済について、回収の取り組みを強化する中で、平成26年10月以降、分割納付されるようになつた。当初1,68,300円0円だった未済額は、H27年2月現在で1,33,300円まで減っており、引き続き債務者に対して自主的な納付を促し、収入未済の解消を図る。
	2) 通勤手当の認定において、JR利用者等で手当の支給単位期間が1箇月を超える場合に、通勤手当認定簿（第2号様式）を使用し	2) 当該通勤手当について、通勤手当認定簿（第2号様式）を作成した。手当の支給単位期間によって認定の様式が異なることを再確認
授業料	過年度分 先数1件 138,300円	
監査対象所属	笛吹高等学校	付調書が作成されていなかった。 付調書が作成された。 付調書を作成した。 今後はこのようないいよう、担当者に引き継ぎを行う。
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月	
監査実施日	平成26年11月19日、12月15日	講じた措置（又は今後の方針等）
監査の結果		
(指導事項)	1件 (物品1)	
	1) 外国語指導助手に貸付けている寝具一式について、財務規則第161条に定める物品貸	1) 外国語指導助手寝具一式に係る物品貸付け書について、財務規則第161条に基づき物品

て認定すべきところ、通勤届（第1号様式）で認定されていた。	し、今後、適切な使い分けを図る。
3) 通勤方法の変更に伴い不要となった、JR6箇月定期乗車券に係る通勤手当の返納額算出については、JR東日本旅客営業規則により算出することとなっているが、6箇月定期券の額及び手数料を誤ったため、返納額が過少となっていた。	3) 当該通勤手当について、6箇月定期券の額及び手数料を再確認の上、正しい金額に基づいて返納額を再計算し、計算結果に基づいて追給処理を行った。手当算定の基礎となる各種金額については、認定時の確認を徹底し、今後、手当額に誤りのないように努める。

監査対象所属	上野原高等学校
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月17日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

(指導事項) 1件 (給与1)

1) 臨時職員の賃金については、勤務した翌月10日に支払うこととされているが、平成26年4月、5月及び7月分の賃金については、支払いが大幅に遅延しており、8月29日に支給されていた。(合計208,000円)

また、同職員の賃金は、雇用期間が2か月未満のため、給与所得の源泉徴収額表の丙欄(丙欄)が適用されるが、誤って月額表(乙欄)を適用したため、所得税を過大に源泉徴収していた。

また、当該職員は、雇用期間が2か月未満のため、給与所得の源泉徴収額表の丙欄(丙欄)が適用されるが、誤って月額表(乙欄)を適用したため、所得税を過大に源泉徴収していた。

監査対象所属	谷村工業高等学校
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月5日、12月24日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

(指導事項) 1件 (支出1)

1) 教職員住宅の建築物点検業務に係る委託料を個人の設置事務所に支払う際、所得税の源泉徴収をしていなかった。

監査対象所属	中央高等学校
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月8日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

(指導事項) 2件 (収入2)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

授業料 平成26年度分 先教2件 10,230円

2) 授業料に係る収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」第2条第3項に定める督促状発付簿による決裁及び督促状発付簿の出納員への提示がされていなかった。

1) 山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に従い、督促状発付簿について財務審査幹から決裁を得て、適正な徵収事務を行った。

監査対象所属	桂高等学校
監査対象期間	平成25年11月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月7日、平成27年2月2日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

(指導事項) 1件 (財産1)

1) 取得用地に未登記のものがあった。

の都留市への移譲に向けて、学校施設課において対応中である。

監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	監査実施日	平成26年1月8日	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (即産1)	1) 公衆電話設置に係る行政財産の使用許可におけることとされているが、規定されないなかで、許可指令書に規定を追加する変更使用許可も行われていなかった。	1) 公衆電話設置に係る行政財産の使用についての許可指令書に、「行政財産使用料の額の改定について（平成26年1月22日付け管財課長事務連絡）」に基づき、使用料改定の規定を追加する変更使用許可を行った。 今後、行政財産の使用許可を行った。あたっては、関連する条例、通達等に則り、適切な事務処理を行う。	1) 公衆電話設置に係る行政財産の使用についての許可指令書に、「行政財産使用料の額の改定について（平成26年1月22日付け管財課長事務連絡）」に基づき、使用料改定の規定を追加する変更使用許可を行った。 今後、行政財産の使用許可を行った。あたっては、関連する条例、通達等に則り、適切な事務処理を行う。	監査対象所属	甲府支援学校
監査対象期間	平成25年1月～平成26年8月	監査実施日	平成26年1月27日、平成27年1月9日	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (契約1)	1) 灯油の購入に係る単価供給契約書において、第5条第2項の請求金額の算定は第1条に定める単価に納入量を乗じた金額と規定されていたが、第1条に単価に関する規定がなかった。	1) 契約時の内容確認が不十分であったため、今後は契約書の各条項の確認を徹底することとし、契約書については訂正を行なった。	1) 契約時の内容確認が不十分であったため、今後は契約書の各条項の確認を徹底することとし、契約書については訂正を行なった。	監査対象所属	わかば支援学校
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	監査実施日	平成26年1月14日、平成27年1月14日	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (契約2)	1) 生ゴミ処理機保守点検業務委託契約は随意契約であるが、財務規則第137条第3項により定められている見積書が微されていなかった。 2) 業務委託契約書の記載内容に不備な点が次のとおりあった。	1) 対象期間の対象書類に関しては、見積書を微して添付した。来年度以降、見積書が添付されているか、担当者とその他複数人で十分なチェックを行う。 2) 業務委託契約書について ① 機密文書収集運搬・処理再資源化委託契約書において、契約保証金を免除していたため、物品要求書を行なう際には電子決済に加えて帳票を印刷し、複数の職員でチェックするなど記載誤りの防止に努める。 ② グリットラップ清掃及び産業廃棄物の収集運搬に係る契約書及び産業廃棄物処分に係る契約において、第2条に定めた許可証の写しが添付されていなかった。また、条項の重複など条項の規定に不備があった。 ③ 産業廃棄物処分に係る契約は単価契約であるが、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていた。	1) 対象期間の対象書類に関しては、見積書を微して添付した。来年度以降、見積書が添付されているか、担当者とその他複数人で十分なチェックを行う。 2) 業務委託契約書について ① 来年度以降の契約書について、違約金条項を設けるよう契約書の内容を改めることがある。その内容に関し、担当者及び決裁途上の複数人等で十分なチェックを行う。 ② 対象期間の該当書類に関しては、許可証を添付した。来年度以降、許可証が添付されているか、また、契約書の条項の規定に不備はないか、担当者とその他複数人で十分なチェックを行う。 ③ 来年度以降の契約書について、条項の規定に誤りはないか、担当者とその他複数人で十分なチェックを行う。	監査対象所属	ふじざくら支援学校
監査対象期間	平成25年8月～平成26年9月	監査実施日	平成26年1月8日	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (財産1)	1) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等の機器点検が、前回の点検から6か月以上経過しているにもかかわらず、監査日（11月）現在、実施されていなかった。	1) 確実に半年ごとに点検が実施できるよう、年間計画として長期休業のある7月と1月に行なうことと定例化することとした。 これに基づき、1月31日に点検を行い、消防署へ所定の届出を済ませた。	1) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等の機器点検が、前回の点検から6か月以上経過しているにもかかわらず、監査日（11月）現在、実施されていなかった。	監査対象所属	甲府警察署
監査対象期間	平成25年1月～平成26年8月	監査実施日	平成26年1月12日、平成27年1月20日	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

<p>(指掌事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) JRを利用して通勤する者の通勤手当の認定において、手当の額をJR回数券の価格によらずバス ICカード回数券を利用した場合の方法により算出したため、通勤手当が過少に支給されていた。</p>	<p>1) 認支給した通勤手当については、1月分給与にて是正(追給)した。 給与担当者のみならず複数の職員による点検チェックを確実に実施し、再発防止を図る。</p>
---	--

監査対象所属	南アルプス警察署
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月8日、12月17日、12月18日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (支出1、契約1)	
1) 平成26年3月分の搜查費償費について、現金の交付を受けた職員が自己の用途に充てる目的により、不適正に執行されていたものがあった。なお、当該現金については返納されている。	1) 捜査費の不適正事案の終無を期するため、捜査費管理の基本を遵守させるための指導や実践的な教養を実施した。また、これまで以上に業務管理の徹底を図る等、捜査費執行の適正化を図る。
2) 平成25年度南アルプス警察署屋上防水工事に係る建設工事請負契約書第6条の契約保証金額欄に金額が記載されていなかった。	2) 契約書の作成に関しては、各契約条項に記載漏れや記載誤りを防止するため、確実なチェックを行うとともに、内部牽制機能を強化させる等、再発防止に努める。

監査対象所属	北杜警察署
監査対象期間	平成25年8月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月8日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (契約2)	
1) 北杜警察署内階段手すり設置工事外2件の建設工事請書において、契約保証金を免除しないが、請書に違約金条項が設けられていなかった。	1) 建設工事請書の記載内容については、今後契約の際に同様の誤りが生じないよう、契約書の作成の際は必要事項の確実な記載を行い、契約内容に不備がないよう適正な事務処理に努める。
また、契約解除のための暴力由排除条項が設けられていなかった。	
2) 事故車両等の運搬業務委託契約において、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。	2) 単価契約の予定数量の記載については、今後の契約において必要事項の確実な記載を行い、契約内容に不備がないよう適正な契約事務に努める。

監査対象所所属	飯沢警察署
監査対象期間	平成25年10月～平成26年7月
監査実施日	平成26年10月23日、12月24日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件　(収入1、支出1)	<p>1) 建物内の自動販売機設置に係る平成26年度分の黒字財産賃貸借契約による貸付料を土地賃料（自動販売機）で収入していた。</p> <p>理に努める。</p> <p>1) 指導を受け、直ちに適正な収入科目に科目更正を行った。 今後は、チェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>

2) 平成25年度に駐在所公衆接遇費として資金前渡された現金について、駐在所から提出された現金の出納を記録する公衆接遇費現金出納簿に年度途中で記載誤りがあったが、資金前渡職員による現金出納簿における記載内容の確認が適切に行われなかったことから、当該差額の2,000円が把握されないまま精算されていた。	
監査対象所所属	南部警察署
監査対象期間	平成25年8月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月8日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (支出1)	1) 源泉徴収不足の税額等については、速やかに税務署に納付するとともに、委託契約の相手方に説明を行い、源泉徴収すべき所得税額
1) 特機宿舎ほか建築物等点検業務に係る委託料を個人の設計事務所に支払う際、所得税の源泉徴収をしていなかった。	1) 源泉徴収不足の税額等については、速やかに税務署に納付するとともに、委託契約の相手方に説明を行い、源泉徴収すべき所得税額

監査対象所所属	南部警察署
監査対象期間	平成25年8月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月8日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項）1件（支出1）	1) 特機宿舎ほか建築物等点検業務に係る委託料を個人の設計事務所に支払う際、所得税の源泉徴収をしていなかった。
	1) 源泉徴収不足の税額等については、速やかに税務署に納付とともに、委託契約の相手方に説明を行い、源泉徴収すべき所得税額について相手方から返還(納入)してもらつた。 今後は、所得税法に基づいた適正な事務処理を行う。

監査対象所属	日下部警察署
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月
監査実施日	平成26年12月8日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (支出1)	<p>1) 特機宿合建築設備定期点検等業務に係る委託料を個人の設立事務所に支払う際、所得税の源泉徴収をしていなかった。</p> <p>1) 源泉徴収不足額等を速やかに税務署に納付し、委託料の支払相手方に説明のうえ、源泉徴収すべきであった所得税相当額を県へ返還してもらった。</p> <p>今後は、源泉徴収制度の正しい理解を深めるとともにチェック機能を強化し、適正な事務執行に努める。</p>
監査対象所属	大月警察署
監査対象期間	平成25年10月～平成26年8月
監査実施日	平成26年11月11日、平成27年1月14日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (財産1)	<p>1) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等の機器点検が、前回の点検から6か月以上経過しているにもかかわらず、監査日（11月）現在、実施され</p> <p>1) 「消防設備点検業務委託契約」及び「浄化槽保守業務委託契約」については、直ちに業者と点検保守等契約を締結し、点検を実施した。</p>

ていなかった。
また、浄化槽法で法定期間内に保守点検を義務づけられている警察署や駐在所などに設置された浄化槽の保守点検も監査日(11月)現在、実施されていなかった。

監査対象所属	上野原警察署	今後は、職員への指導・教養を徹底するとともに、契約業務一覧表等を作成し、より一層の内部牽制機能の強化を図り、再発防止に努める。
監査対象期間	平成25年9月～平成26年9月	
監査実施日	平成26年12月8日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	

(指導事項) 2件 (支出1、契約1)	1) 待機宿舎他建築物等点検業務に係る委託料を個人の設計事務所に支払う際、所得税の源泉徴収をしていなかった。	1) 源泉徴収不足額を速やかに税務署に納付し、委託料の支払相手方に説明の上、源泉徴収すべきであった所得税相当額を県へ返還してもらった。 今後は、源泉徴収制度を正しく理解し、適正な事務執行に努める。
	2) 単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。	2) 今後、契約書作成の際は、必要事項の確実な記載を行い、契約内容に不備がないよう適正な契約事務に努める。